

## ○神戸市火災予防条例第49条の4第1項に規定する自動火災報知設備等の指定

(令和2年1月31日消防告示第11号)

神戸市火災予防条例(昭和37年条例第6号)第49条の4第1項の規定に基づき、自動火災報知設備等を次のとおり指定する。

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に規定する自動火災報知設備
- 2 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第2条第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備
- 3 特定共同住宅等省令第2条第15号に規定する住戸用自動火災報知設備
- 4 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備
- 5 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備
- 6 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号)第2条第2号に規定する住宅用防災報知設備、又は同条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。